

年金生活者支援給付金制度 について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる人＝

【老齢基礎年金を受給している人】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 65歳以上である
- ② 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人】

・ 前年の所得額が約472万円以下である

請求手続方法＝

◆新たに年金生活者支援給付金を受け取りただけの人

受け取りの対象になる人には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

令和5年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

◆年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きと併せて年金事務所等で請求手続きをしてください。

【日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください】

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお電話ください。

問合せ＝給付金専用ダイヤル（☎0570-05-4092（ナビダイヤル））、奈良年金事務所（☎0742-35-1371）（保険年金課）

— 告 白 欄 —

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



ネット通販は「最終確認画面」をよく確認しましょう

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583（直通）
相談受付 月～金曜日
9時～16時

化粧品やサプリメントなど、ネット通販の定期購入に関するトラブルが多かったことを受け、今年6月から「詐欺的な定期購入商法」に対する規制が強化されました。事業者には、消費者が「注文確定」をする前の「最終確認画面」で、商品の分量・販売価格・引き渡し時期・申込期間・申し込みの撤回や解除など、申し込みの内容を簡単に確認できるように表示することが義務づけられました。それでもまだこのルールがきちんと守られていない場合もあり、最近では化粧品やサプリメントの他に電子タバコや医薬品などでも、定期購入に関する相談が多く寄せられています。私たちがネット通販を利用する際には、「安さ」や「お得感」だけに目を奪われず、「最終確認画面」で以下のことをよく確認するようにしましょう。

- ☑ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☑ 定期購入の場合、継続期間や購入回数が決まられていませんか？
- ☑ 支払うことになる総額はいくらですか？
- ☑ 解約や返品はできますか？通信販売は**クーリング・オフができません**。解約や返品については事業者の定めた条件（返品特約）に従うことになります。「解約は次回発送日の○日前までに連絡しなければいけない」「解約時に違約金が必要」など、解約の条件をよく確認しましょう。
- ☑ 解約の際の連絡手段はどうなっていますか？申し込みは電話で簡単にできても、解約は「LINEでしかできない」「電話が繋がらない」などのトラブルも多く発生しています。
- ☑ 利用規約も読みましたか？
- ☑ 最終的な申し込みの前に、「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しておきましょう。